

マンション管理相談実施要綱

(目的)

第1条 マンション管理相談（以下「相談」という。）は、県民の分譲マンションの管理、運営に関する相談に応じることにより、分譲マンションの管理、運営の適正化に寄与することを目的とする。

(概要)

第2条 相談には、協定を締結した団体から派遣されたマンション管理士（以下「担当管理士」という。）があたり、分譲マンションの管理、運営について、専門的な見地からアドバイスをを行う。

(実施場所)

第3条 相談は、（一財）福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）福岡本部事務所及び、北九州事務所内に設置した住宅相談コーナーで実施する。

(実施日時)

第4条 相談は、営業日のうち、福岡本部事務所では原則として第2, 4水曜日、北九州事務所では原則として第1, 3水曜日に実施する。

(相談時間)

第5条 一件あたりの相談時間は、50分以内とする。

(相談の受付)

第6条 相談は事前予約制とし、時間厳守とする。

- 2 予約は、相談日前日の12時までに電話もしくは来所によるものとする。なお、前日が祝日等の場合は、その直前の業務日の12時までとする。
- 3 相談内容は、分譲マンションの管理、運営に関するものであること。
- 4 相談は同一マンションの一つの案件につき、原則1回とする。

(実施方法)

第7条 相談は、相談者と担当管理士との面談にて実施する。その際、センター相談員は適宜立会うものとする。

(免責)

第8条 センターは、分譲マンションの管理、運営に関する相談についてマンション管理士が専門的な見地からアドバイスをを行う場を提供するものであり、相談内容について責任を負うものではない。

(相談記録)

第9条 相談内容については、相談受付カードに記録する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。